号 外 第 35 号 令 和 7 年 4月2日(水) 火曜日発行

— 目 次 —

# 告示

# 示

#### 福井県告示第198号

農林水産大臣から、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、保安林 の指定を解除する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のと おり告示する。

令和7年4月2日

福井県知事 杉本 達治

1 解除予定保安林の所在場所

三方郡美浜町新庄274号ヲリト1番、273号丑谷1番、272号黒谷9番1、8 番1、8番2、268号奥足谷20番1、266号ソゴノ上8番1、288号奥ヲシ尾 1番2、290号小塩山8番1(以上9筆について次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的
  - 水源のかん養
- 3 解除の理由
  - 一般送配電事業用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福井県庁および美浜町役場に備え置いて縦覧に 供する。)

### 福井県告示第199号

農林水産大臣から、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、保安林 の指定を解除する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のと おり告示する。

令和7年4月2日

福井県知事 杉本 達治

1 解除予定保安林の所在場所

三方郡美浜町新庄290号小塩山8番1、8番3、264号奥崩谷8番2、265号 宮谷15番1、266号ソゴノ上8番1、268号奥足谷20番1、272号黒谷8番 1、8番2、273号丑谷1番、274号ヲリト1番、2番(以上11筆について次の 図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的
  - 水源のかん養
- 3 解除の理由
  - 一般送配電事業用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福井県庁および美浜町役場に備え置いて縦覧に 供する。)

## 福井県告示第200号

農林水産大臣から、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、保安林 の指定を解除する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のと おり告示する。

令和7年4月2日

福井県知事 杉本 達治

- 1 解除予定保安林の所在場所 敦賀市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由
  - 一般送配電事業用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福井県庁および敦賀市役所に備え置いて縦覧に 供する。)